

議案第 1 0 9 号

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 5 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この条において「法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カ</u>	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをい<u>い</u>、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であつて、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録され

ード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。	ているものに限る。）を用いて多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。